

こどもの権利を規定する条例比較（政令市）（こどもの意見表明と社会参画関係）

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
条例名		子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例 ※R2.4に子ども条例を改正	子どもの最善の利益を実現するための権利条例	子どもの権利条例	子ども条例
施行年度		H12.12.21 H17.3.24改正	H20.4 R2.4.1改正	H20.11.17	H27.4.1	R4.4.1
意見表明・参画に関する権利		<p>（参加する権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分を表現すること ・自分の意見を表明し、その意見が尊重されること ・仲間をつくり、仲間と集うこと ・参加に際し、適切な支援を受けられること 	<p>（一人一人が尊重される権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。 <p>（のびのびと豊かに育つ権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会活動に参加すること <p>（主体的に参加する権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を表明する機会が与えられること ・自分たちの意見が尊重されること ・意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること 	<p>（自分らしく生きる権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が思ったこと、感じたことを自由に表現できること <p>（豊かに育つ権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること 	<p>（自分を守り、守られる権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること <p>（地域及び社会に参加する権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の意見を表明すること ・表明した自分の意見が尊重されること ・意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること ・仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること 	<p>（基本理念）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと ・自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること <p>（豊かに生き、育つ権利）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲間と集うこと ・自由な方法で表現すること

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
意見表明・参画に関する権利 (続き)				<p>(参加する権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること ・ 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること ・ 適切な情報提供等の支援を受けること ・ 仲間をつくり、集まること 		<p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>自由に独りでいたり、仲間といたりすること</p> <p>(身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の思いや願いを自由に表現できること ・ 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に伝えてもらうこと <p>(社会に参加する権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会に参加し、意見が活かされる機会が与えられること ・ 参加にあたって、適切な支援が受けられること

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
様々な子どもに関する意見表明等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること ・ 国籍、民族、言語等において、少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること 		<p>(市が差別及び不当な不利益を生じさせない等取組を行うにあたり配慮すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること ・ 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び表現すること。 		
子ども会議		<p>市政について子どもの意見を求めるために川崎市子ども会議を開催する。</p>	<p>子どもに関する基本的な施策を策定するに当たっては子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努める</p>			

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
責務	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は（省略）子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努める ・市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）子どもに関する基本的な施策を策定するに当たっては子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努める ・子どもに関する総合的な計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講じ、実施状況等についても、子どもを含めた市民の意見を聴き、反映させるように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努める ・子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努める ・子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮し、また、適切な方法で子どもの意見を聴くように努める ・権利委員会委員は、（省略）<u>15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱する</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する施策及び取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努める ・子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努める ・子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努める ・子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努める ・子どもの権利推進委員は、（省略）<u>こどもを含む市民等から市長が委嘱する</u>

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
責務	保護者			子どもの言葉、表現、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努める		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努める ・子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努める
責務	地域・市民		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努める ・子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努める

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
責務	施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置管理者は、子どもの自主的及び自発的な活動を奨励し、支援するように努める ・施設設置管理者は、子ども（省略）にとって開かれた育ち・学ぶ施設を目指すために（省略）定期的に話し合う場を設けるように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ（省略）自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に務める 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関係者は、子どもの言葉、表現、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話等を行うように努める ・育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、子ども（省略）に、施設の運営に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努める ・育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、施設の行事、運営等について、子どもの意見を表明し、参加する機会を設けるように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、子どもに関する取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう（省略）子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えられるよう努める ・施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くように努める ・子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努める ・子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努める